

京都市告示第435号

京都市市街地景観整備条例第43条第1項の規定による、地域景観づくり協議会であることの認定をしましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

平成25年2月1日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

一念坂・二寧坂 古都に燃える会

2 代表者の氏名及び住所

島田 典一

京都市東山区栴屋町351

3 主たる事務所の所在地

京都市東山区栴屋町351「島田耕園」内

4 活動の対象区域

京都市東山区栴屋町

5 活動の目的

本会は、秀でた景観を持ち、古い寺院周回道路として存在するだけでなく、訪問者と居住者の新鮮なコミュニケーションの場として常に変化し、成長し、自立する地域として、後世にこの景観と行動力を伝えていく事を目的とする。

(都市計画局都市景観部景観政策課)